

# 特定建設作業一覧

騒音規制法	1	くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
	2	びょう打機を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
	5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業。 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業は除く。)
	6	バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(※)
	7	トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(※)
	8	ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(※)
振動規制法	9	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
	10	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	11	舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
	12	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
山形県生活環境の 保全等に関する条例	13	試すい機又はさく井機を使用する作業
	14	路面切断機を使用する作業
	15	原動機の定格出力の合計が3.7キロワット以上のディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2に掲げる作業を除く。)(※)

(※)一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く。

[国土交通省が低騒音型建設機械として指定したもの](#)

国土交通省のホームページへリンクします。